

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況(公共工事)

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
								公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数		継続支出の 有無	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(公共工事)

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によるこ ととした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理 由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)		
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数		継続支出の 有無		
該当なし															

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況(物品・役務等)

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
								公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数			継続支出の 有無
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
平成25年度新国立劇場業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	2013/4/1	公益財団法人新国立劇場運営財団／東京都渋谷区本町1-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		3,778,796,000		1	公財	国所管	1		新国立劇場の運営に当たっては業務方法書第15条第2項により当該契約相手方に委託して実施することができることとなっており、競争相手が存在しないため今後も継続するもの	有
平成25年度国立劇場おきなわ業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	2013/4/1	公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団／沖縄県浦添市勢理客4-14-1	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		617,897,000		1	公財	国所管	1		国立劇場おきなわの運営に当たっては業務方法書第15条第2項により当該契約相手方に委託して実施することができることとなっており、競争相手が存在しないため今後も継続するものである。	有
平成25年度文楽公演に関する上演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	2013/4/1	公益財団法人文楽協会／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		411,714,874			公財	国所管	1	概算額(単価契約等)	文楽技芸員はすべて当該契約相手方の所属であり、競争相手が存在しないため今後も継続するものである。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。